平成２２年（フ）第５４６号
東京都清瀬市旭が丘２丁目５番６号
破産者　株式会社オオサワストア
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９０５号
千葉県習志野市谷津２丁目19―１―202、開始決定時の住所埼玉県三郷市栄５丁目353―４
破産者　浅賀　孝司
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８３号
茨城県ひたちなか市大字中根889―18―203
破産者　鈴木　謙二
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３６号
神奈川県川崎市高津区末長131―１―503
破産者　熊丸　孝浩
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３７号
神奈川県川崎市高津区末長131―１―503
破産者　熊丸佳世子
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２９９号
東京都港区三田２丁目14番５号
破産者　株式会社Ｔ．Ｉ．Ｊ
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３００号
東京都品川区南品川３丁目５番６号
破産者　株式会社ＴＧＵ
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４８１号
東京都武蔵村山市中央２丁目131―５
破産者　小野　信行
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５０２号
東京都八王子市中山616番地１
破産者　有限会社福伸道路工業
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６６４号
東京都江戸川区南小岩８丁目11―９
破産者　金島弘行こと　金　　弘行
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８３１号
東京都調布市国領町８丁目２―９　ライフタウン国領２―1412、開始決定時の住所東京都世田谷区粕谷２丁目３―20
破産者　森　　和代（旧姓永島）
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５５６号
千葉県八街市東吉田789―１
破産者　佐藤　俊光
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５６８号
千葉県印西市小林浅間３丁目13―８
破産者　坂上　栄二
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５９７号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町330―103、開始決定時の住所神奈川県横浜市鶴見区北寺尾７丁目23―４
破産者　松澤　英行
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５９８号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町330―103、開始決定時の住所神奈川県横浜市鶴見区北寺尾７丁目23―４
破産者　松澤セツ子
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６９８号
東京都文京区白山２丁目26―16―504
破産者　工藤　一雄
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７５８号
東京都江戸川区西小岩１丁目21―22―402、登録原票上の住所東京都葛飾区西新小岩３丁目25―18
破産者　東健治こと　李　　健洙
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３３１号
東京都墨田区横川４丁目８番２号
破産者　有限会社ＡＭＢＩＴＩＯＮ
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３３４号
神奈川県川崎市麻生区東百合丘４丁目37―１―614
破産者　若山　直人
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０１３号
東京都文京区白山２丁目26番16号
破産者　有限会社クドウ内装
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０１５号
東京都板橋区若木３丁目23―８
破産者　工藤　一博
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３８４号
東京都大田区上池台１丁目20―８―403
破産者　横江　正昭
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部